

## 別表十一（一の二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第52条第2項若しくは第6項（一括評価金銭債権に係る貸倒引当金）の規定の適用を受ける場合又は法人が措置法第57条の9（中小企業者等の貸倒引当金の特例）若しくは平成31年改正法附則第54条（中小企業等の貸倒引当金の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成31年改正前の措置法（3において「平成31年旧効力措置法」といいます。）第57条の9第3項（中小企業等の貸倒引当金の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「法定の繰入率5」の欄は、措置法第57条の9の規定の適用を受ける場合に措置法令第33条の7第4項各号（中小企業者等の貸倒引当金の特例）に定める割合を記載します。
- 3 「公益法人等・協同組合等の繰入限度額7」の欄は、平成31年旧効力措置法第57条の9第3項の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 4 「基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細」の各欄は、措置法第57条の9の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 5 令第96条第8項（貸倒引当金勘定への繰入限度額）の規定により同条第6項に規定する貸倒実績率を計算する場合にあっては、同項第2号に掲げる金額の計算に関する明細を別表十一（一）に記載して添付します。